

2015

5/14

# ホンダ、二審も国に勝訴

## 移転価格税制 75億円課税取り消し

ホンダが、海外子会社との取引を巡って「移転価格税制」に基づく追徴課税の取り消しを国に求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁（杉原則彦裁判長）は13日、約75億円の課税処分を取り消した一審・東京地裁判決を支持し、国側の控訴を棄却した。課税処分が取り消された場合、ホンダへの還付に上乗せされる加算金は現時点で30億円を超えているとみられる。

移転価格税制を巡っては、取引価格の適正さや利益の算定方法について、税務当局と企業の主張が対立するケースが多く、

武田薬品工業に対する約571億円の課税が全額取り消しになった例などがある。判決などによると、東

の二輪車製造販売事業の利益の一部について「親会社の日本側に帰属すべきだった」として追徴課税。ホンダが不服として提訴していた。杉原裁判長は判決理由で「（現地子会社が受けていた）ブラジルの税の

優遇措置は子会社の利益率に重要な影響を及ぼす」と指摘。一審の判断と同様、同国内で税優遇を受けていない同種企業と比較して課税対象の利益を計算した東京国税局の手法を誤りだと結論づけた。今回の判決について、ホンダは「弊社の主張が認められたものと理解している」とコメント。東京国税局は「国側の主張が認められず大変、遺憾。現在、関係機関と上訴するかどうか判決文を検討中」としている。

2004年6月	東京国税局が移転価格税制で追徴課税
8月	ホンダが東京国税局に異議申し立て
07年7月	国税局、一部を除き申し立てを棄却
8月	ホンダが国税不服審判所に審査請求
10年9月	審判所が請求を棄却
11年3月	ホンダが課税処分取り消しを求め東京地裁に提訴
14年8月	東京地裁がホンダ側勝訴の判決
15年5月	東京高裁が国側の控訴棄却の判決

### 移転価格税制

移転価格税制は、海外展開する企業グループが、グループ内の取引価格（移転価格）を操作し、税率の低い国に利益を集める税逃れを防ぐための仕組み。国税はグループ外との取引と比べるなどして価格設定を検討し、「問題あり」とした場合は適正な利益を算定して追徴課税する。

### 国際企業の税逃れ防ぐ

するための「事前確認制度」も設けられている。企業が確認を申し立てると、国税は相手国の税務当局と協議したうえで「妥当」とする利益率を企業側に通知。通知に沿って税務申告すれば、追徴課税されない。

国税庁によると、2013事務年度（13年7月～14年6月）に事前確認制度で他国と協議した新規事案の件数は過去最高の152件だった。